

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ◇ 単身赴任者の帰宅費用は、どうなる

Q: 私は、サラリーマンです。この4月に大阪から東京へ単身赴任することになりました。転居費用とこれから生じる東京-大阪間の旅費は、所得税法上、どうにかなるのでしょうか。

A: ご質問の場合、特定支出が考えられます。給与所得者は、特定支出がある場合、給与所得の算定にあたって給与所得控除額と特定支出の合計額のいずれか多い金額を差し引くことができます。1年をとおして、特定支出の合計額が給与所得控除額よりも多いかどうか計算してみてください。

特定支出の説明をします。特定支出は、以下のものをいいます。

- ①通勤費
- ②転居費（転任の事実が生じた日以後1年以内の支出）
- ③研修費
- ④資格取得費
- ⑤帰宅旅費（1か月当たり4往復まで）

上記の金額は、給与支払者から補てんを受け、非課税とされるものを除きます。つまり、通勤費として給与支払者から支給された場合その金額は、所得税の非課税とされるので特定支出の計算上、除くということです。

この特例は、①確定申告書の提出②その申告書に適用を受ける旨及び特定支出の合計額の記載③明細書及び給与支払者の証明書の添付又は提示が要件となります。ご参考にしてください。

